(二) 評価者
評価者は、非専門家十五名以上であることとし、また、評価者の視力及び色覚は評価の実施に支障がないものであること。
(三) 観視条件
別表のとおりとし、別図第三号に示す観視概略図を参照すること。
(四) 評価方法
(1) 評価者はまず、標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認する。
(2) 隣接チャンネル妨害の確認にあっては、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。また、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。
(3) 評価者は、可変減衰器を操作しながらテレビ受信機を確認し、画質の劣化の生じない範囲内で最小の減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。
(4) 評価者は、異なる評価用画像を用い、(1)から(3)までの手順で評価を行い、全ての評価用画像による評価を行う。当該評価の終了後、評価者を変えて再び評価を実施する。
(5) 光波長多重による光波長間の妨害の確認は、アナログ変調方式を用いて伝送される全ての映像信号搬送波について(1)から(4)までの手順で評価を行う。
(6) 評価は、評価者一名ごとに行い、その評価結果は他の評価者に伝えてはならない。
(五) 検知限レベル差の算出
隣接チャンネル妨害の確認にあっては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。
(1) 評価用画像ごとに評価者全員の記録結果の減衰量の平均値χと標準偏差σを計算し、χ＋2σの減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。
(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める（他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする。）。
(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知限レベル差とする。
客観評価の方法
評価用画像
四種類以上の画像を評価すること。
(二) 評価方法
(1) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認し、この時の評価画像を基準画像として記録する。
(2) 次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。
ア 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
イ 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
ウ 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
エ 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。
(三) 客観評価測定器に(1)で記録した基準画像と受信した評価画像を入力する。
(4) 可変減衰器を操作し、客観評価測定器によって得られる基準画像と評価画像との差分情報により、推定される二重刺激連続品質尺度の値が十二・五となる減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。
(5) 異なる評価用画像を用い、(1)から(4)までの手順で評価を行う。
(6) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては、アナログ変調方式により伝送される全ての映像信号搬送波について(1)から(5)までの手順で評価を行う。
(三) 検知限レベル差の算出
隣接チャンネル妨害の確認にあっては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。
(1) 評価用画像ごとに記録結果の減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。
(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める（他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする。）。
(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知限レベル差とする。
3 スペクトルマスク評価の方法
(一) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波、又はＰＮ符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機に画像が表示されていることを確認する。
(二) 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、アナログ変調方式にあっては映像搬送波の尖頭値を、デジタル変調方式にあっては搬送波のレベルの平均値を、それぞれスペクトルマスクの基準値とする。
(三) スペクトルマスク評価の測定対象の有線テレビジョン放送等の搬送波の送出を停止させた状態で、次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。
(1) 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
(2) 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
(3) 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
(4) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。
(四) スペクトルマスクにより規定された周波数帯域において、妨害波のレベルを記録する。
(五) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては、標準テレビジョン放送方式により伝送される全ての映像信号搬送波又はデジタル変調方式により伝送される全ての搬送波について、(一)から(四)までの手順で評価を行う。
四 第一項から前項までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これによらないことができる。